

1 0 年 保 存
機 密 性 2
平成 24 年 11 月 27 日から 平成 34 年 11 月 26 日まで

基監発 1127 第 2 号
平成 24 年 11 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用
について」の一部改正について

本年 7 月 18 日、国土交通省において、高速ツアーバス及び会員制高速バスの夜間運行における交替運転者の配置基準が策定され、同日付けで適用することとされたところであるが、今般、これに加え貸切バスの運転者の過労運転防止のため、本年 11 月 22 日付けで、夜間・長距離運行する貸切バス（高速ツアーバス及び会員制高速バスを除く。）における交替運転者の配置基準（以下「配置基準」という。）が策定され、本年 12 月 1 日から適用することとされたところである。

標記通報制度の運用については、平成元年 3 月 27 日付け基監発第 9 号「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」（以下「内かん」という。）により指示しているところであるが、配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられることから、内かんを下記のとおり改正し、本年 12 月 1 日から運用することとしたので、了知の上、効果的な実施を図りたい。

記



夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準（※）

- 1 高速ツアーバス等（「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号）において規定する高速ツアーバス及び会員制高速バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合
- 2 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の（1）から（4）までに掲げる取組について実施せず、又は（5）から（12）までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合
 - （1）遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又はITを活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。）を行っていること
 - （2）当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること
 - （3）当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
 - （4）当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が11時間以上であること
 - （5）当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること
 - （6）当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け、国自旅196号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行わ

れていること

- (7) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること
- (8) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- (9) 当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること
- (10) 当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること
- (11) 当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること
- (12) 当該運行の運行管理を行う運行管理者等が 24 時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

- 3 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記 2 の（1）から（4）までに掲げる取組の全ての実施状況及び（5）から（12）までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が 400 km を超える場合

（インターネット上の公表の例）

※当該運行の発着地、発着時刻、企画実施会社等に加え以下の内容を表示。

（実車距離）○○○km

（当該運行に関し、自社で実施している安全確保のための取組）

- 「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（平成 24 年 7 月 18 日付け国自安第 48 号、国自旅第 223 号、国自整第 70 号）」21 条（6）①ハ(イ)から(ニ)に掲げる項目について、以下の通り、全てを実施している。
 - (イ) 遠隔地において、共同運行事業者の立会による点呼を行っている
 - (ロ) デジタル式運行記録計による運行管理を行っている
 - (ハ) 連続運転時間を概ね 2 時間とし、2 時間ごとに 20 分以上の休憩を確保している
 - (ニ) 運転者の運行直前の休息期間を 11 時間以上確保している
- 「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（平成 24 年 7 月 18 日付け国自安第 48 号、国自旅第 223 号、国自整第 70 号）」21 条（6）①ハ(ホ)から(七)に掲げる項目のうち、以下の通り、(ホ)を実施している。
 - (ホ) 公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく認定を受けている

- 4 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の 1 日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間をいう。以下同じ。）が 10 時間を超える場合

- 5 貸切バス（高速ツアーバス等以外の貸切バスをいう。以下同じ。）の夜間運行において、その一運行実車距離が 500 km を超える場合
- 6 貸切バスの夜間運行において、以下の（1）又は（2）のいずれかを満たしていない場合であって、その一運行実車距離が 400 km を超える場合
- （1）当該運行に乗務する運転者の 1 日の乗務時間が 10 時間を超えず、当該運行を行う事業者が上記 2 の（1）から（4）までに掲げる全ての取組について実施し、上記 2 の（5）から（12）までに掲げる取組のうちいずれかを実施するとともに、これらの実施状況を公表していること
- （2）当該運行に乗務する運転者の休息期間及び休憩時間が次の①から③までの条件をいずれも満たしていること
- ① 当該運行の運行直前の休息期間が 11 時間以上であること
- ② 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね 2 時間以下とし、概ね 2 時間ごとに 20 分以上の休憩を確保していること
- ③ 当該運行の実車距離 100 km から 400 km までの間に適切な仮眠施設（運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設、リクライニングシート等の座席を含む）をいう。）で仮眠するための連続 1 時間以上の休憩を確保していること
- 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。

※ 平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の記の第 21 条の（6）の①のロからホに相当。